

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所 在 地

商号 (名称)

代表者氏名

印

宣 誓 書

津市電子入札システム・契約管理システム導入及び運用業務プロポーザルへの参加に当たり、下記のことについて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定に該当しないこと。
- 2 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 手形交換所による取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- 4 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立て、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条の規定による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。